

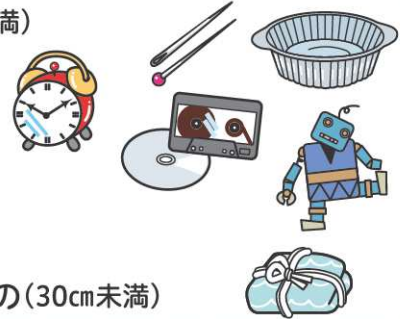
# 小型及び複雑ごみの出し方

## 小型及び複雑ごみとは

「小型及び複雑ごみ」とは、長さ30cm未満のもので、「大型ごみ」同様に選別して資源化するものをいいます。

品目として、次のようなものが挙げられます。

- ① 金属を含む複数の素材からできた小さなもの(30cm未満)
- ② 金属類でできた小さなもの(30cm未満)
- ③ 資源ごみ以外のかん
- ④ 音響・映像・情報用のテープ・ディスク類(30cm未満)  
※レコードは燃やせるごみか大型ごみです。
- ⑤ LED電球、LED蛍光灯(30cm未満)
- ⑥ 大型ごみ(毛布など)を折りたたみ、ひもでしばったもの(30cm未満)



## どうやって出すの？

- ① 「小型及び複雑ごみ」は、「**緑色の指定袋**」に入れてください。
- ② 市認定のレジ袋、指定袋の外装袋も使えます。
- ③ 電池は取り外してください。電池は「有害ごみ」の出し方に従って出してください。
- ④ 縫い針、カミソリなどは、小さな金属の容器などに入れるか、アルミ箔等で包んでください。刃物は丈夫な紙などに包み、「**危険**」と記入してください。
- ⑤ **長さが30cm以上のものは大型ごみです。**
- ⑥ 鎖・針金・電気コードは、それぞれひもで束ねてひとかたまりにし、長さが30cm未満になれば「小型及び複雑ごみ」です。

※下の図のように、毛布、カーペット及びレジャーシートなども、1枚を折りたたみひもでしばった状態で、1番長い部分の長さが30cm未満であれば、「小型及び複雑ごみ」です。これらのものは、裁断する必要があるため「**燃やせるごみ**」には入れないでください。



- ⑦ 袋の口はテープでとめず、しばってください。

この袋に入れましょう

指定袋(緑色)



指定袋の外装袋



市認定のレジ袋



## 使用済み小型家電のリサイクル及び適正処理にご協力ください

ノートパソコン、携帯電話などの使用済み小型家電には有用な資源が含まれています。また、ごみ処理施設で可燃ごみに混入した小型家電のリチウムイオン電池による発火が起きているため、小型家電リサイクル法に基づく国の認定事業者と連携し、小型家電のリサイクル及び適正処理を推進しています。

### ○ボックス回収

対象品目：小型家電リサイクル28品目のうち、ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入る大きさの物  
設置場所：廿日市市役所本庁、佐伯支所、吉和支所、大野支所(すべて1階)

料 金：無料

※宮島支所は、1階市民福祉係窓口で受け付けています

※一度回収ボックスに投入した物は取り出せません

### ○宅配事業者による回収

本市の連携事業者であるリネットジャパン株式会社が宅配便による回収を行っています。パソコンを含む場合、1箱分の回収料金が無料となります(ブラウン管モニターは別料金)。

対象品目：小型家電リサイクル28品目

料 金：段ボール箱1箱1,848円(重量20kg以内、3辺合計140cm以内)

※回収料金は変更される場合があります ※宮島地域は対象外です



詳しくはリネットジャパン株式会社へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。

リネットジャパンリサイクル株式会社

電話：0570-085-800 (受付時間10:00~17:00)

<https://www.renet.jp>

小型家電28品目はこちらからご確認ください→

